

國立高雄大學法學院與關西大學法務研究科(法科大學院)之  
學術交流協定書

國立高雄大學法學院與關西大學大學法務研究科(法科大學院)，為促進雙方研究、教學上之合作與學術交流，締結本學術交流協定書。

第一條 雙方本於相互尊重、平等互惠以及友好合作之精神，進行以下之交流及合作事項。

1. 教員及研究人員之交流。
2. 學術資料、出版品及資訊等之交換。
3. 共同研究及研討會之實施。

第二條 為實施前條各事項，於必要時，由雙方以本協定書為基礎，另行約定具體事項。

第三條 本協定於雙方代表人署名之日起生效，有效期間為五年。如任一方至遲未於其間屆滿三個月前表示異議，本協定書即每次自動延展五年。

第四條 本協定書以中文及日文各製作二份，交由各簽署單位保存。各該中、日文協定書皆為正本。

國立高雄大學  
法學院長



2012年 2月 | 日

關西大學  
法務研究科長



2012年 2月 | 日

関西大学大学院法務研究科（法科大学院）と国立高雄大学法学院との  
学術交流に関する協定書

関西大学大学院法務研究科と国立高雄大学法学院は、双方の教育・研究上の協  
力と学術交流の促進を図るために、ここに学術交流に関する協定を締結する。

第1条 双方は、相互尊重、平等互惠、友好的協力を基礎とし、以下の交流  
及び協力事業を行う。

- 1 教員及び研究者の交流
- 2 学術資料、刊行物及び情報等の交換
- 3 共同研究・シンポジウムの実施

第2条 前条の各項目を実施するために必要な場合には、双方はこの協定書に  
基づいて、具体的な細目を別途に約定する。

第3条 この協定書は、双方の代表者の署名によって発効し、有効期間は5  
年間とする。いずれか一方が期限満了の3か月前までに異議を表明  
しなければ、自動的に5年ずつ延長される。

第4条 この協定書は、日本語及び中国語で各2部作成し、そのいずれも正文  
とする。

関西大学大学院  
法務研究科長

国立高雄大学  
法学院長

木下智史

张芸卿

2012年2月 | 日

2012年2月 | 日